

神奈川県と東京ガス株式会社との連携と協力に関する包括協定

神奈川県（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応して、県民サービスの向上及び地域の課題解決を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携事項」という）について連携し、取り組むものとする。

- (1) カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関すること
- (2) 暮らしの安心、安全、災害対策に関すること
- (3) 未病改善に関すること
- (4) とともに生きる社会の実現に関すること
- (5) スポーツ振興に関すること
- (6) 地域活性化または県民サービスの質的向上に関すること
- (7) その他社会課題解決に資する取組に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については甲乙合意の上、決定する。

3 連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定書が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（期間）

第5条 協定の有効期間は、締結の日から起算して2年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から解約の申し出

がない場合には、有効期間が満了する日から2年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(反社会的勢力に関する対応)

第6条 甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義等の処理)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

(附則)

甲乙間で平成30年10月25日付け締結した「神奈川県と東京ガス株式会社との連携と協力に関する包括協定」については、本協定の締結をもって終了とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年2月10日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京ガス株式会社
代表取締役社長 笹山 晋一